

江戸時代の田辺における介護

—『紀州田辺町大帳』の事例—

樋原 裕二

大阪社会福祉史研究会

はじめに

超高齢社会の到来により、介護の担い手が不足している。この問題に対して、ホームヘルパーになる資格要件を緩和したり、住民同士の助け合いを促進したりと、インフォーマルサービスも含めて担い手を増やそうと様々な「改正」が進んでいる。しかしそれにも関わらず介護現場の職員不足は改善されていないという¹⁾。

このような現状を鑑みた際に、これまでどのような人々によって介護が担われてきたのかという歴史的な面からの検討も、これからのことを見据じる前提として重要と考える。

このような介護の担い手の歴史について、従来の社会福祉の歴史研究では、養老院に関する研究がみられるが(井村 2005・2014)(井村・藤原 2007)(山田 2013)、入所施設が作られる近代以降が対象であり、また議論の中心は創設者の思想や財源といった点にあり、職員の具体的な実態についての議論は乏しい。

またそもそもそういう施設は入所定員数が少なく、要介護高齢者の大半は入所できなかつたと思われる。施設に入所できずに在宅にて介護を受ける高齢者については、戦後史における家庭奉仕員など在宅介護の歴史研究がみられるが(中嶋 2013)(渋谷 2014)、それでは戦前より在宅の要介護者はいたはずだが、その場合の介護は(家族の介護が難しければ)誰が担っていたのかという点については、ほとんど明らかにされていない。

また近年貧困に関しては、自己責任論との関係を江戸時代に遡って検討した木下先生の議論が登場し、現代の貧困に取り組む専門家からも参考とされてきている(木下 2017)(雨宮・木下 2020)。介護に関しても近代だけでなく、入所施設登場以前の前近代にまで遡って検討していく必要があるだろう。

これについては女性史研究からの議論が参考となる。とくに家族以外の担い手に言及しているのは柳谷慶子であり、「家における看病・介護が

家族を担い手とするものばかりではなかった（中略）介護が下男・下女の奉公人の労働とされたり、介護に専従する要員が外からあらたに雇われることがあった」（柳谷 2007：21）と指摘した。柳谷は「地域は独身世帯や病人世帯には経営維持のための労力を提供し、家族を失った高齢者、病人、身障者に対しては、彼らの生活そのものを支えるという、二つの面での扶助役割を担ったのであるが（以下略）」（柳谷 2007：245）と、地域住民やコミュニティによる支援についても明らかにした。その具体的な担い手については、五人組が交代で歩行困難な病気の後家を介抱した（柳谷 2007：250）、日頃から要介護者と付き合いの深かった村人が「介抱人」になった（柳谷 2007：303－304）、介護のために奉公人を雇う費用を親族が負担した（柳谷 2007：311）といった事例が挙げられている。

柳谷の研究で明らかにされたことは多いが、筆者は介護と地域性の関係についても注意したい。柳谷は全国各地の事例を基に論じており、東日本と西日本、都市と農村等といった、地域性の違いへ注目していない。筆者は障害者の歴史研究にも同様の傾向が指摘できると考え、そのような議論によって導かれた歴史像は、結局「どこにでもあるように見えて、じつはどこにも存在しないもの」ではないかと指摘したことがある（樋原 2022a：24）。

近代化以前の日本列島においては、高齢者・障害者のあり方もまた全国一律ではなかったと思われるのだが、前近代史における残存史料の少なさ故に、地域性に配慮した議論が難しいという事情がある。そこで参考となるのが、近年障害史研究より「長い時間軸のなか、同じ地域での定点観測が可能な記録」であると注目されている（高野 2020：36）、紀伊国田辺（和歌山県田辺市）にある豊富な史料群である。

本稿ではそのうちから、『紀州田辺町大帳』を用いることとする。これは紀伊国田辺の町会所（4人の大年寄がつめる事務所）に残された記録であり、1582年～1866年の間延々と書き続けられてきたものである（田辺市史編さん委員会編 2003：450－453）。この記録には住民だけでなく行き倒れた熊野参詣者等、病人・障害者の記録が多数含まれており、筆者も田辺の認知症高齢者の事例を紹介する際に用いたことがある²⁾。

この記録が残された江戸時代の田辺について、ここは紀州藩付家老安藤氏の居城が所在する城下町であり、かつ熊野古道の大辺路・中辺路の分岐点という交通の要衝であり、また船の寄港する港町でもある。ちな

みに紀州藩の政庁の置かれている和歌山より 100 キロメートル南に位置する町である。1770 年時点の会津川両岸エリアを含む田辺町全体である「町江川」の人口は 2832 人だった(田辺市史編さん委員会編 2003 : 164)。

後述のように本稿では介護の地域性を確認するので、人口や世帯数についてはやや詳しく押さえておきたい。1806 年時点の記録では、本町は家数 122 軒・人口 377 人、上長町は家数 35 軒・人口 102 人、下長町は家数 47 軒・人口 158 人、袋町は家数 100 軒・人口 288 人、片町は家数 94 軒・人口 314 人、紺屋町は家数 79 軒・人口 268 人、南新町は家数 155 軒・人口 393 人、北新町は家数 117 軒・人口 372 人、江川は家数 230 軒・人口 986 人、総家数でいうと 979 軒・総人口 3258 人となる(田辺市史編さん委員会編 2003 : 165)。また『紀州田辺町大帳』によると、1838 年時点で「町」は家数 769 軒・人口 2642 人、「江川」は家数 280 軒・人口 1144 人という記録もある(⑮ : 352)。

本稿では『紀州田辺町大帳』掲載の事例より、江戸時代の田辺における介護の担い手について明らかにしていきたい。ただし本稿でいう「介護」についてだが、ここでは食事介助や入浴介助等の身体介助、本人に代わって掃除や調理をしてやる等の生活援助、服薬の補助や医師の手配、床ずれ防止等の医療的ケア、また徘徊や事故の予防のための見守りや外出付き添い、話し相手になってやるといった傾聴なども含まれるものとする。

また古い時代の史料を原文どおりに引用するため、現代では不適切な用語の使用もあるが、当時の人々の抱く、高齢者・障害者の介護に対する感覚を正確に理解するために必要と判断したためであり、差別的な意図は毛頭ないことをご理解いただければ幸いである。

I 家族と介護

1 脆弱な家族介護力

現代よりはるかに「家族の絆」の強かった江戸時代においても、必ずしも家族だけで介護を担い切れるものではなかった。例えば下長町の伝蔵の 11 歳娘「いの」は、「長病」「老耄」の祖母に対して、調理・洗濯などしてやっていたことが「幼年のものにハ希成奇特之様子」と近隣住民から評価され、1787 年に奉行所へ報告された(⑥ : 257)。いわばヤングケアラーによる介護ということになるが、幼い少女による認知症高齢

者の介護は、実際には難しかったが故に、彼女の行為は表彰されたともいえよう。

十分な介護ができる同居家族が不在の場合、別居する親戚による介護が行われた。例えば1796年に南新町より、お咎めを受けて追放された権吉の赦免願いが奉行所へ出されたのであるが、彼の妻が「時気中りニ而打伏」しており、「幼少之女子式人」だけでは看病できなかつた。「一類共」(同居していない血縁親族)が「折々問見舞」ってやつていたが、「其日暮之者」であるため彼らも看病が難しかつたという(⑦: 242-243)。

また1849年に南新町の桶屋源七宅にて、富田の市ノ瀬村(上富田町)から「出稼」のため田辺にきて「長々病氣」のため「養生」「看病」してもらっていた幸助が病死したと、南新町年寄へ報告があつた(⑪: 316-317)。幸助は源七の息子と「格別懇意」であり、おそらく従弟だったと思われる(⑪: 314)。さらに1830年に本町の与田宇兵衛宅へ、和歌山の姉婿が「中風」の養生のためやつてきたというケースもあつた(⑭: 179)。

また以前に筆者が論文中で取り上げた柏木半九郎事件を参照したい(⑦: 231)。1796年6月本町に住む源吉の伯父で70歳の柏木半九郎の遺体が芳養浦の海で発見された。半九郎は「式三年已來病氣ニ罷在只ふらく氣分悪敷」という状態であり、5月より源吉宅を「下宿」として養生していた。「近年病氣付殊之外短氣」であり、「近比者少々老耄体ニも相見折節ハ不詰成事も御座候」という状態だった。半九郎は認知症であり、介護・見守りができる家族のいる源吉宅へ移つたのである。半九郎は「夜暁時分」に外出し、「近所」を探したが見つからぬいため「一類共」を呼び寄せて探したという。搜索にあつたのは「一類共」であり、「近所」に住む本町住民が含まれることにも注意したい。

2 家族にさえ忌避される介護

上述の「いの」のように田辺でも、女性史研究が注目したように介護家族の表彰があつた。例えば1834年に袋町町年寄より奉行所に対して、「最早及老年立居不自由之上極老ニ而難渋者」(老年となって立ち上がりが不自由なうえ困窮者)である75歳の姑祖母に、食事の用意など「孝養を尽し」た佐次郎後家「なほ」と、「病身者」である64歳の姉「ちゑ」に、「不自由無之様氣を付遣し」た妹「とめ」の二人を誉めるよ

う申請された事例である(15：78)。二人には奉行所より「甚神妙之儀」だとして錢が与えられたのだが(15：87)、これは介護が当然の如く行われるものではなく、家族からさえ忌避されがちだったことを示唆している。

それは『紀州田辺町大帳』に、表彰だけではなく処罰された家族の記載があることからもそう推測される。例えば1829年に紺屋町の久助の溺死体が発見されたケースでは、息子久七の妻が久助へ食事を与えない、「彼是口論」するなどの「諸事仕方不宜」という態度が招いた結果だとして、奉行所は久七夫妻を追放した(14：123)。家族による高齢者の扶養どころか虐待もあったのである。「なほ」「とめ」のように懸命に介護を頑張る家族はどちらかといえば少數で、むしろこのような家族関係のほうが多かったのかもしれない。

II 様々な介護の扱い手

1 奉公人による介護

家族だけでは介護できないが、手伝える親族はいないという場合、ある程度の富裕層であれば奉公人が介護を担うことがあったと、以前筆者も明らかにしたことがある³⁾。田辺でもそのような事例があった。例えば多屋平次の「下人」である孫助が、平次の幼少期に「病身」の彼の母や兄弟のため、「衣食之取廻薪水の介ケ」など「内外とも彼是世話」したことが「殊更奇特」と認められ、お救いを与えてもらえるように1790年に田所・玉置などの町役人から奉行所へ申請されるということがあった(7：35－36)。

このような奉公人による介護について、「植野事件」を参考にみておきたい⁴⁾。1829年に本町に住む傘屋孫兵衛の妻植野が、田辺南東の朝来峠近くの池のそばに放置されているところを発見されるということがあった。植野は病気のため「躰」(下肢の障害)であり、障害ゆえに十分家事ができないことから家の居心地が悪かったようで、「家を出て農村に行って働きたいから」と夫孫兵衛に強引に頼んだのである(14：138－139)。

そこで孫兵衛に仕える「手間男」宇兵衛と「前髪」幾之助は、「傘職」の仕事中、主人より「父の甚助に仕える手間男と協力して、植野を駕籠に乗せて朝来峠まで送つてくるように」と命じられ、彼らは朝来峠に彼女を残してきたのである(14：142－143)。このように奉公人は家業に従

事しつつ、駕籠による移動など力を要する主家の要介護者の身体介助をすることもあった。一方で孫兵衛に仕える「飯焚女」の「てい」は、「朝飯拵又者子供之世話等」していたところ、植野のことを聞かされたという。調理や子守などを担うために雇われた奉公人であり、男性奉公人は役割が異なることがわかる。

2 臨時雇いの介護者

家族だけで介護できないが、手伝ってくれる親族もなく、奉公人を雇う経済力もない家の場合、地域(或いは町役人個人)が介護人を雇って付けてやった事例がある。例えば1776年北新町の孫四郎家では、母親と伴が「大病」のため亡くなり困窮しており、「一家ハ勿論丁内之世話ニ而漸飯料等之義ハ相凌」いで(親戚はもちろん町内の住民が食費を世話してやることで凌いで)いた。「時疫」のため「家内」が看病できず、「不便之至」のため「我々」(町年寄2人)が「看病人」を雇ってやったという(⑤:307-308)。

そういういた雇用に要するコストについて、1784年に紺屋町の「病氣之由言舌も相分兼立居も不自由」な安太郎が、日高のおなか小中村⁵⁾の池に身を投げたケースでは、通行人が発見して引き上げ、「村方ニ而介抱」してやり、村から「介抱人」に対して4月11日~18日までの「雇ちん」1斗6升(代金18匁4分)⁶⁾が支払われたことが、村の経費として小中村庄屋から紺屋町庄屋へ報告されたことが参考となる⁷⁾。

3 近隣住民による支援

このように安くはないコストをかけて介護人を雇うくらいなら、手の空いている地域住民が交代で介護を手伝ってやるという選択肢もあったのではないかという疑問もある。実際にそのような支援を行う地域もあった。例えば1771年に本町出身で、南部で働いていた才か屋楠右衛門が病気のため駕籠で田辺へ帰ってくることがあった。しかし本町には彼の親類がもうおらず、元々住んでいた家は北新町の谷屋明右衛門が買い取っており、住むところもなかった。ただこの家が空き家になっているため、「右之明家暫かし呉候ハ、近所ヲ世話ニ致遣」す(この空き家をしばらく貸してくれたら近所が世話して明右衛門の家族には負担をかけない?)からと、大年寄より明右衛門の(本人は和歌山にいて留守のため)家族へ命じてほしいと本町から要望があった(④:332)。「近所」が世話

するということは、介護者を雇って任せることではなく、本町住民が交代で対応するということだろう。

また認知症や精神障害への対応について、例えば 1764 年に片町より、(片町住民の?)入牢中の与惣兵衛が「忤氣をのぼし乱心模様」となったため、「近所之者共」が病気平癒のための祈祷を行いたいと奉行所に申請することがあったように(④ : 4)、近隣住民が(宗教的・呪術的なものも含めて)治療に協力してやることもあった。

また 1785 年に袋町が「御尋之品ニ付御吟味」を受けている庄七を町内にある「廻」(座敷牢)に預かった事例もみておこう。「腰抜ケ行歩相不叶」ぬ 80 才の母親も含めて町内の者が「番人足」を「昼夜」務めていた。庄七は「元来病身」であり、取り調べに対し自分が「不分明」だとあるので、何らかの精神疾患があったのだろう(⑥ : 162-163)。あくまで自助(家族による付き添い)を前提としたうえでの互助(住民による交代での付き添い)である点にも注意したい。

この「庄七廻所番之儀」について、翌年 1786 年に袋町は、「他町之者」を雇わず「町内之者」が務めるよう命じられていたが、「生魚商売」「焼餅とふ商預り他日用稼等」(魚屋や焼餅・豆腐売り等の日雇い仕事)を営む住民ばかりで、「最早長々之儀物入も重り難渋」して(長期にわたり費用も重なって困って)いるため、見張り番の時間を短くしたいと奉行所へ申請した。取り次いだ大年寄からも「一日詰ニ仕候へハ家業ニ差支」る(一日中詰めていては家業ができない)ため聞き届けてやってほしいと申し添えられた(⑥ : 189-190)。

この袋町は 1806 年人口調査では平均世帯人数 3 人となり、世帯規模はかなり小さいといえる。当然各家に他家の要介護者の世話を割ける人手などあろうはずもなく、零細な商売に従事する住民が多ければ負担はなおさら大きかっただろう。座敷牢に入っているため付き添うだけで済む庄七の事例と異なり、身体拘束されていない通常の介護を要する者であれば、様々な介助行為や徘徊しないよう常に見守るといった負担もあったわけであるから、なおさら負担を避けたいと住民は思ったことだろう。事実、自身の番の代わりに他町の者を雇う者がいたと発覚することもあった(⑥ : 193)。

III 要介護者を引き受ける「施設」

1 寺院

家族や親族だけでは介護できないが、奉公人を雇う経済的余裕はなく、そうかといって地域住民には大きな負担がかかってしまい申し訳なくて頼みづらいといった場合、介護の「受け皿」たることを、寺院や僧侶が期待されていた。

例えば 1763 年に南新町の権六が、道心者を身元も確かめず興算（高山）寺に長期間宿泊させたとして処罰されることがあった。「格別病氣杯之節ハ無人」になる（和尚が病気だと介護者不在になる）からと難色を示す興算寺を、道心者が「ひぜんかさ相煩」っており「庵地」での養生を希望したため、権六は「体調が悪化したら自分が世話を」と頼み込んだのである。そもそも権六は「報謝宿」を営んでおり、5、6 年前から彼を泊めてやることがあったという（③：264－267）。現代の高山寺は田辺でも有数の大寺院であるが、その高山寺ですら当時はごく少数の僧侶しか詰めていなかつたのだとしたら、他の寺院も推して知るべしだろう。地方の小さな寺院では、要介護者を受け入れる力に限界があり、介護の「受け皿」としての役割を十分果たすことが難しい面もあったのであり、権六のような近隣住民がそこを補っていたのである。

寺院だけでなく、（おそらく権六もそうであろうが）在家の信者も介護してくれる者が周囲にいない場合の「受け皿」になっていた。例えば 1749 年に大坂からきた順礼親子が「風湿」のため闘鷄神社横の大福院の「垣際」で動けなくなることがあり、南新町に住む「妙光」という尼の自宅で養生することになったものの亡くなつたという（②：358－359）。「妙光」は南新町の町年寄の「支配」下ではないとのことなので、この町の町人ではないようであるが、このように寺院内部での介護だけでなく、（身分の差も超えて）在家信者も自宅で家族以外の者の介護を担うことがあった。

2 宿

寺院に頼りたいが「今は人手が足りないから」などと断られる（或いはそもそもそんなことを頼める寺院が近隣にない地域であれば）、そのような場合田辺では宿がその「受け皿」となっていた。例えば 1770 年に湊村庄屋がセト屋五左衛門より借りた「北新町はつれ湊村分之内」の土地に「養生宿」（治療に特化した宿？）を設けて、宇津木村（白浜町）の疱瘡患者を宿泊させていたことが問題となることがあった（④：273）。

住民であれば多少遠方でも親族が手伝ってくれるだろうが、旅人であ

れば奉公人を連れて旅するような富裕層でない限り、病気やケガをした際に介護をしてくれる者がいないことになる。上述の南新町の権六が営む「宿賃等取候義ニ者無」い「六部三十三度之宿志」の「報謝宿」は、そういう者にとって重要な役割を果たすものだった(③ : 266)。

また 1814 年に摂津国から来ていた相撲取の小町川徳之助が、下長町の宿にて「瘧之上少々逆上氣」があったため養生していたところ、湊村から雇った「介抱人」から菜刀をもぎ取って自殺を図ってしまうことがあった(⑩ : 226)。彼の弟子である若虎吉之助は師匠と共に新宮に来ており、発狂した小町川を、飛脚を雇って田辺まで駕籠に乗せて連れていき、宿屋にて「介抱人」を雇つてもらったのである(⑩ : 228–229)。見知らぬ土地で介護者を探すことができない旅人に代わって、宿が介護者を確保してやることがあった。

3 非人小屋

介護してもらえる寺院がなく、奉公人を雇う余裕もなく、地域住民も手伝ってくれない、宿泊費が負担できず宿にも頼めないとといった場合、最後の「受け皿」となるのが非人組織であることは、田辺も他の地方と同様であった。例えば 1805 年に大橋下に「病気付歩行も難出来難渋」した乞食がいたため、非人番が「砂糖小屋」(「土手小屋」ともされる)に連れてていき養生させていたが亡くなるということがあった(⑧ : 249)。

先行研究においても、田辺には「^{きれと}切戸乞食小屋」(砂糖小屋のことだろう)という非人村があり、行き倒れの旅人の看取りなどを行っていたことが先行研究で明らかにされている(芝 2000 : 164–191)。また同じ紀伊国内の和歌山では、家族では支えきれない精神障害者を非人に預けるなど、「都市の共同体(町)は経済的困難や、秩序が維持できないと云う理由で、住民の扶養、相互扶助を放棄する場合があった。その場合は共同体外の機関、すなわち吹上非人村がその機能を果たした。」と明らかにされている(藤本 2014 : 278)。

一方で要介護状態の住民が非人小屋で介護される事例は、管見の限り『紀州田辺町大帳』には確認できなかった。ただし田辺の周辺農村の出来事について記録されている『御用留』には、そのような事例も散見されるようであるため、他の史料集も確認するまで断定は控えたい⁸⁾。もし仮に田辺では非人組織が、旅人は受け入れるが住民は例外を除いて基本的に受け入れていなかつたとするとき、和歌山とは異なる田辺の地域性

といえよう。

おわりに

本稿では介護の担い手不足の問題を論じていくにあたって、歴史的な面からの議論も必要と考え、近年の貧困の歴史研究にならい江戸時代の介護の担い手について検討した。

江戸時代の田辺においても、基本的には同居家族が介護を担っていたが、ヤングケアラーや遠方に住む親族しか介護者がいないといったケースもあった。そのような場合、奉公人や(他の村・町住民も含めた)雇われ介護人が介護を行うことがあった。そしてそのような者を雇うこともできないような困窮者の場合、本町の楠右衛門や袋町の庄七の事例でみたように、地域住民が介護を手伝ってやることあった。上述の柳谷の指摘したような奉公人や雇われ介護者、地域住民やコミュニティによる支援が田辺においても確認できた。

ただし注意したいのは、『紀州田辺町大帳』でみる限り、地域住民が介護を手伝う事例は2事例以外に確認できなかったことである⁹⁾。以前他地域を対象とした議論のなかで筆者は、領主による領民の互助への表彰記録より、「地域の互助では農村・都市部とともに介護に取り組んでいる様子は一部の地域を除いて基本的に確認できず、要介護者を抱える家族も地域住民に介護を手伝ってもらうことは期待していなかった」(樋原2019a: 15)、「しかし介護をしてやった近隣住民が表彰された(そのため史料に彼らの事績が記録された)ということは、それが表彰に値するほど奇麗な行為、つまり珍しい互助だったということを意味しているのではないだろうか。」(樋原2022b: 53)と指摘したことがある。

田辺でも他地方と同様の傾向があったのではないか。その地域の互助が介護を担えるか否かは、要介護者の状態(精神疾患や痴呆等の感染症も含む)に加えて、小さな世帯規模や零細な生業といった環境要因に規定されていた面もあったと本稿では推測した。そしてそのような条件が揃うことで、互助で介護が担えた地域は少なかったのだろうか。

この点について、ソーシャルワーク研究の三島亜紀子の議論を参照したい。「地域共生社会」の実現のために相互扶助が重視されていることについて、三島は「かつての日本の社会にあった支え合いの心、相互扶助の「文化」がいかなるものであったか適切な把握がなされておらず、ノスタルジックな願望のようなものが共有されている点」があり、「過去の

相互扶助や共助に関するファンタジーを軽々と口にすることは、あまりにも危険な行為だといえよう」(三島 2017: 169–170)と指摘している。

『紀州田辺町大帳』と同じ江戸時代の田辺の記録である『万代記』にも、地域住民が介護を手伝う事例が若干確認できるため、介護に関する限り必ずしも「相互扶助の文化」が実在しなかった「ファンタジー」とまではいえないだろう。しかし上述のような田辺における介護と互助との関係からは、三島のいう「相互扶助の文化の適切な把握」が具体的に地域の歴史の実態に即して行われる必要があるといえよう。

また家族だけでは介護できないが地域住民が手伝うのは難しい場合、要介護者の「受け皿」の役割を果たしていたのが宿や寺院関係者だった。中世以来、熊野参詣の旅人が多く訪れてきた田辺の地域性かもしれない。また非人小屋も「受け皿」の役割を担い得るはずだったが、旅人しか受け入れない、要介護状態の住民は基本的に受け入れていなかった可能性も考慮し、同じ紀伊国内でも和歌山と異なる地域性にも注目した。

このような地域性をもつ田辺における介護は、明治時代以降の近代化によってどう変化していったのだろうか。大阪や京都といった大都市では、病院や施設が戦前までにかなり整備されたが、田辺において近代化が江戸時代以来の介護のあり方に大きな影響を与えたかというと、慎重に評価すべきかもしれない。確かに田辺でも、窮民を救護する役割として貧院という施設が 1870 年に設置されたが、早くも 1 年半後には廃止されたという(田辺市史編さん委員会編 2003: 749–750)。それ以後田辺で初めての高齢者入所施設である上野山養老院が 1951 年に開設されるまで(田辺市役所編 1952: 481)、管見の限り田辺に要介護者の「受け皿」たる施設が設けられた形跡はない。

そう考えると、本稿でみてきたような家族だけでは介護できない場合の、介護の担い手の前近代的なあり方が、基本的には 1950 年代頃まで田辺においては残っていた可能性もないだろうか。

施設・専門職以外が要介護者を支えるという実態が、比較的最近までみられた、ただし地域が果たした役割は限定的だったとすると、どんなインフォーマルサービスが彼らを支えたのか。それを明らかにすることが介護の担い手不足の解決に資するものと期待するが、本稿は田辺の膨大な史料群のうち『紀州田辺町大帳』のみから論じたものであり、その他の『万代記』『御用留』に記載された事例についての検討は今後の課題としたい。

注

- 1) 近年の介護人材不足の状況については、例えば（石川 2023：14－20）を参照されたい。とくに訪問介護員の有効求人倍率が高く、「厳しい人材不足」と言われているが（石川 2023：15）、このことからも施設以上に在宅における介護の担い手の歴史の解明こそが求められていると考える。
- 2) (樋原 2021)参照。なお本稿ではこれを翻刻して刊本となったものを利用するが、煩雑さを省くため、以下例えば一巻の 1 ページに掲載された史料は (①：1) と表記する。
- 3) (樋原 2019b)参照。なお筆者はこれを無報酬によるサービスの提供もあり得る「主従制による介護」と呼んだ。
- 4) なお事件の詳細については(高野 2020：36－38)を参照されたい。
- 5) 『紀伊続風土記』(1839 年) によるとこの村は家数 72 軒・人数 319 人だったという(平凡社編 1983：533)。1 軒あたり平均 4 人世帯ということになる。
- 6) 8 日間で銀 18 収 4 分（銀 1 収を約 67 文とすると、銀 1 分 = 10 分の 1 収は 6.7 文であるので、錢に換算すると 1233 文）という雇用コストが高いか否かは評価が難しい問題ではあるが、例えば当時のうどん・そばが 1 杯 16 文だったそうなので（磯田 2024：62）、77 杯分（1 日 3 食うどんとすると 26 日分の食費）になる。安いコストとはいえないだろう。
- 7) 別途安太郎と介抱人の「扶持米」1 斗(雇賃の 3 分の 2)も報告された(⑥：120－121)。
- 8) ただし現時点での調査の感触からは、仮に住民を受け入れている事例が散見されたとしても、旅人の受け入れ事例と比べて圧倒的に少数であることは確実であろう。基本的には要介護状態の住民の「受け皿」ではなかったということを、仮説として提示したい。
- 9) 介護者雇用の費用を地域住民が負担してやる北新町の孫四郎家の事例もここに入るかもしれない。ただし「なほ」と「とめ」の事例でみたように、介護という行為を忌み嫌う気持ちもここには表れていよう。

参考文献

- ・雨宮処凜・木下光生 「「自己責任」と江戸時代」 雨宮処凜編『ロスジェネのすべて 格差、貧困、「戦争論」』,あけび書房,2020年。
- ・石川由美『専門職としてのい介護職とは 人材不足問題と専門性の検討から』,クリエイツかもがわ,2023年。
- ・磯田道史監修『新版 江戸の家計簿』,宝島社,2024年。
- ・井村圭壯『日本の養老院史—「救護法」期の個別施設史を基盤に—』,学文社,2005年。

- ・井村圭壯 「「全国養老事業団体一覧（昭和十一年末）」における一定地方の養老院の検討」『中国四国社会福祉史研究』第13号,2014年。
- ・井村圭壯・藤原正範編『日本社会福祉史 明治期から昭和戦前期までの分野別形成史』,頸草書房,2007年。
- ・木下光生『貧困と自己責任の近世日本史』,人文書院,2017。
- ・芝英一『近世身分制社会の民衆－田辺領(藩)の場合－』,南部郷部落問題研究会,2000年。
- ・渋谷光美『家庭奉仕員・ホームヘルパーの現代史 社会福祉サービスとしての在宅介護労働の変遷』,生活書院,2014年。
- ・高野信治「〈障害者〉とその行方－地方(じかた)記録による実態研究の試み－」『障害史研究』第1号,2020年。
- ・田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第二卷』,清文堂,1987年。
- ・田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第三卷』,清文堂,1987年。
- ・田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第四卷』,清文堂,1987年。
- ・田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第五卷』,清文堂,1987年。
- ・田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第六卷』,清文堂,1988年。
- ・田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第七卷』,清文堂,1988年。
- ・田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第八卷』,清文堂,1988年。
- ・田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第十卷』,清文堂,1988年。
- ・田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第十四卷』,清文堂,1989年。
- ・田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第十五卷』,清文堂,1989年。
- ・田辺市教育委員会編『紀州田辺町大帳 第十七卷』,清文堂,1991年。
- ・田辺市史編さん委員会編『田辺市史 第二卷』,田辺市,2003年。
- ・田辺市役所編『田辺市誌』,田辺市役所,1952年。
- ・中島洋『日本における在宅介護福祉職形成史研究』,みらい,2013年。
- ・樋原裕二 a「大阪における介護の担い手と互助の歴史」『地域社会福祉史研究』第8号, 2019年。
- ・樋原裕二 b「障害者・高齢者の介護と担い手の歴史」『大阪市社会福祉研究』42号,2019年。
- ・樋原裕二「江戸時代における認知症高齢者の実態と周囲の人々の対応」『地域福祉研究』No49,2021年。
- ・樋原裕二 a「近世障害者史研究の成果と課題－生瀬克己の研究を事例に－」『障害史研究』第3号,2022年。
- ・樋原裕二 b「表彰記録からみた江戸時代の介護と助け合い」『大阪市社

会福祉研究』45号,2022年。

- ・藤本清二郎『城下町世界の生活史 没落と再生の視点から』,清文堂,2014年。
- ・平凡社編『日本歴史地名大系 31 和歌山県の地名』,平凡社,1983年。
- ・三島亜紀子『社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか ソーシャルワークのグローバル定義における専門職像』,頬草書房,2017年。
- ・柳谷慶子『近世の女性相続と介護』,吉川弘文館,2007年。
- ・山田明「明治期慈善事業の近代化をめぐる相克一小野慈善院の財団法人化をめぐってー」『天理大学学報』第64巻第2号,2013年。